光 市 記 者 発 表 資 料

令和2年5月11日

件 名

防災情報電話通知サービス事業の開始について

内 容

1 目 的

携帯電話・スマートフォンを所持していない世帯に対して、プッシュ

型となる情報伝達手段を提供すること。

2 概 要

固定電話への自動音声またはFAXへの通知で防災行政無線の

放送内容をお知らせするもの。

3 運用開始日

令和2年6月1日(月)(申込は5月11日より開始)

4 対象者

(1)携帯電話・スマートフォンを持たない(メールの操作が困難な

場合を含む)世帯

(2)携帯電話・スマートフォンを持つ者が日中不在となる世帯

※いずれも市内在住の者に限る

5 配信する情報

防災行政無線で放送した避難情報や避難所の開設情報など

※市以外が発信する情報(緊急地震速報等)は配信されません。

6 申込方法

申込書に必要事項を記入し、防災危機管理課に提出(窓口への

持参又はFAX、メール、郵送可)。あいぱーく光(福祉総務課)、

大和支所及び各出張所の窓口でも提出可能

※申込書は上記窓口で配布のほか、市HPからダウンロード可能

問合せ

担当課 総務部防災危機管理課

担当者 梅本 修、佐野 淳也 電 話 0833-72-1403

光市防災情報電話通知サービスを開始します

防災行政無線で放送した避難情報や避難所の開設情報などを固定電話への自動音声また はFAXに通知するサービスを開始します。サービスの利用を希望する方は、下記対象世帯 等をご確認のうえ、申込みください。(令和2年6月1日運用開始)

(1) 対象世帯

光市在住の方で

- ・携帯電話・スマートフォンを持たない(メールの操作が困難な場合を 含む)世帯
- 携帯電話・スマートフォンを持つ者が日中不在となる世帯



(2) 配信する情報

・防災行政無線で放送した避難情報や避難所の開設情報など ※市以外が発信する情報(緊急地震速報等)は配信されません



(3) 申弘方法

※申込は随時受付けています

申込書に必要事項を記入し、市防災危機管理課へ提出してください(窓口への持参又は FAXやメール、郵送)。あいぱ一く光(福祉総務課)、大和支所及び各出張所の窓口でも 提出可能です。

申込書は上記の窓口で配布のほか、市HPからダウンロードできます。

携帯電話・スマートフォンをお持ちの方へ

本サービスの登録可能者数には限りがありますので、携帯・スマホをお持 ちの方は光市メール配信サービスの利用をお願いします。

次の登録用アドレスに、件名・本文を入力せず にメールを送信します。

hikari@xpressmail.jp



QRコード対応の携帯電話をご利用の場合、 左図からアドレスを読み取ることができます。

防災情報のその他の入手方法

- ・光市HP、フェイスブック
- ・テレビのテロップ
- ・エリアメール
- ・防災広報ダイヤル(0833-72-1410)

など

【問合せ】

光市防災危機管理課

〒743-8501 光市中央六丁目 1 番 1 号

電話:0833-72-1403

FAX: 0833-72-1731

メールアドレス: bousai@city.hikari.lg.jp